

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令及び弁理士法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 予納届をした者の地位を承継した者は、特許庁長官に届け出なければ、予納した見込額への加算の申

出ができない旨を規定すること。

第二 弁理士又は特許業務法人でない者の業務の制限が解除される手続に、既納の手数料の返還及び予納した見込額への加算の申出を追加すること。